② 笠間市戦没者追悼式を開催します

問　社会福祉課(内線 157)

先の大戦において戦没された本市関係者の御霊に対し、市を挙げて追悼の意を表し、あわせて恒久の平和を祈念するため、笠間市戦没者追悼式を行います。ご参列した方に献花をしていただきます。戦没者ご遺族以外の方も参加できますので、皆さんのご参列をお待ちしています。

日時　8 月 9 日（土）午前 10 時～　受付：午前 9 時～9 時 50 分

場所　笠間公民館 大ホール(笠間市石井 2068-1)

③ 笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

問　秘書課(内線 227)　議会事務局(内線 303)

笠間市政治倫理審査会から、市長・副市長・教育長・市議会議員の「資産等報告書」と「所得等報告書」の審査結果について意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

閲覧期間　7 月 4 日（金）から 5 年間　※ただし、土・日・祝日と年末年始は除く

閲覧時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

閲覧場所　秘書課：市長・副市長・教育長分
議会事務局：市議会議員分

④ 国民健康保険の限度額適用認定証等は更新手続きが必要です

問　保険年金課(内線 144)

申　保険年金課　笠間支所保険福祉課　岩間支所保険福祉課

8 月 1 日から有効の「笠間市国民健康保険資格確認書」が交付された方で、引き続き「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、7 月 22 日以降に更新手続きをお願いします。

認定証を提示することで、窓口での負担(保険適用分)が世帯の所得に応じた限度額までとなりますので、医療機関で高額な自己負担が見込まれる際には申請を行ってください。

※資格情報のお知らせが届いた方(マイナ保険証の方)は、事前の手続きなく、高額療養費制度における自己負担の限度額が適用されるため、認定証の申請は不要です。

※国民健康保険税の未納がある方、令和 6 年中の所得の申告をしていない方は、認定証の発行ができないことがあります。

必要なもの　本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

デジタル支所のオンライン申請をお使いください

デジタル支所では、行政サービスの申請・子育て/福祉に関する相談予約・スポーツ施設の予約などの手続きをパソコンやスマートフォンから申請することができます。オンライン申請なら 24 時間いつでもどこでも申請が可能です。市役所に行くために仕事を休む必要はありません。

市役所に足を運ぶ前に、デジタル支所にアクセスしてみてください。この窓口は並びません。

詳しくはこちら

URL　https://www.city.kasama.lg.jp/page/dir013268.html または**デジタル支所**で検索

問　デジタル戦略課(内線 217)

「問」は問い合わせ先、「申」は申し込み先の略です。